

外交儀礼をめぐる衝突と調和

— 1873年の謁見問題を中心にして —

In Chinese-Japanese relations, should priority be placed on the “sovereignty” or on “reciprocity”? Relations between the two countries are examined, drawing on wisdom attained from historical events regarding diplomatic protocol.

白 春岩

Bai Chunyan

早稲田大学社会科学総合学術院助教 (Japan)

要旨

1873年に日本外務卿副島種臣^{そえじまたねおみ}は特命全権大使に任命され、北京に赴いた。彼は北京で謁見問題をめぐり、空前の波瀾を起こした。今回の謁見は何千年もの中国史上、初めて正式に立礼で皇帝に謁見を済ませるといふ、画期的な出来事であった。副島の謁見順位も英、米などの大国をおさえ、第一番目であった。日本側の研究では、副島の対清外交に重点を置き、彼はいかに「国権外交」を実現させたのかを論じている。一方、中国側の研究では、副島に対し批判的な見方が多く、清国側はいかに副島に屈服したのかという過程が注目されているのみである。副島の謁見成功の理由として、先行研究には若干の言及はあるが、いずれも日本側の立場に立ち、副島個人の役割を強調したものと言えるだろう。筆者は1873年の謁見問題を中心として、副島は何故他の使節に先駆け、一人で、三揖の礼（他の使節は五鞠躬^{ごきつぎゆう}）で謁見を済ませることができたのか、副島の謁見成功は北洋大臣李鴻章とはどのような関係があったのか、日本側の外交成果だと思われたこの事件はそれ以後の日中関係にどのような影響をもたらしたのか、以上の課題について考察する。

キーワード 外交儀礼、同治帝、副島種臣、李鴻章

はじめに

日清両国は1871年に「日清修好条規」を締結した。それをきっかけに両国ははじめて対等な姿勢で近代外交に臨むこととなった¹⁾。1873年、「日清修好条規」の批准書を交換するため日本側から外務卿副島種臣が特命全権大臣に任命され、清国に派遣された。

副島外務卿の清国派遣に関し、先行研究では特に同治帝への謁見問題が注目されている。副島は謁見した際、中国の伝統的な礼儀作法に従わず、立礼、単独で拱手（両手を組み合わせて胸元で上下する）^{きょうしゆ}の礼を施しただけであった。ゆえに、日本側の研究

では副島のこの行動を「国権外交」と高く評価している²⁾。一方、中国側の研究では、副島に対し批判的な見方が多く、清国側はいかに副島に屈服したのかという過程が注目されているのみである³⁾。副島は何故他の使節に先駆け、一人で、三揖の礼（他の使節は五鞠躬）で謁見を済ませることができたのか。副島謁見成功の要素として、先行研究で注目しているマリア・ルス号事件⁴⁾のほかにも何か考えられないだろうか。また副島の謁見成功は、北洋大臣李鴻章とはどのような関係にあったのか。日本側の外交成果だと思われたこの事件は、それ以後の日中関係にどのような影響をもたらしたのか。本稿では以上の問題を解明することを目的とする。

1 1873 年以前の謁見事情

アヘン戦争以後、中国は開国を余儀なくされ、列強に蚕食される対象になった。しかし、清国は依然として、新しい世界秩序を認めようとはせず、外国との関係も僅かな貿易のみに限られていた。アロー戦争(第二次アヘン戦争)で負けた結果、清国は各国使節の北京駐在を認めた。1861年に総理各国事務衙門(総理衙門、総署ともいう)が設立され、謁見問題もそれと同時に避けられない問題として浮上してきたのである。

実は、清国が開国される前に、すでに謁見の儀礼作法に関する論争が存在していた。1793(乾隆58)年、イギリスからマカートニー(George Macartney)使節団が派遣されてきた。清の統治者たちはイギリスを朝鮮、琉球などの朝貢国と同一視し、「三跪九叩」の礼を要求した。しかし、マカートニーはこの要求をイギリスの尊厳と名誉に対する侮辱だと考え、対等の礼を要求した。結局、清国側は度量の大きさを示すため、マカートニーがイギリスの国王に謁見するときと同じような礼で謁見することを認めた⁵⁾。また1816年イギリスからアマースト(William Pitt Amherst)使節団が清国に訪れた。彼も中国の儀礼に従わないため、嘉慶帝(在位1796-1820)を怒らせた。その結果、清国側は使節を謁見させずに帰らせたのである⁶⁾。

この二回の代表的な謁見をめぐる衝突を見ると、清国は自尊自大的な考え方をもち、イギリスを対等の国とは見做さず、自国の作法をイギリスに厳しく押し付けたことは明らかである。

1860年に英仏連合軍が北京まで攻めたため、咸豊帝は熱河(今の承德市)まで逃走し、そこで崩御した。清国はイギリス、フランス、ロシアとの間に「北京条約」を締結し、各国使節が首都北京に常駐することを認めたため、謁見問題がまた浮上してきた。このときの清国は全く不利な状況にあったゆえ、謁見に対し消極的な態度をとった。1862年、同治帝はわずか5歳で即位したため、両宮皇太后

(東太后、西太后)が垂簾聽政(幼帝に代わって政治をみること)を行った。清国側は皇帝がまだ親政していないという口実で謁見を断ったが、実は儀礼の紛争を避けるためであろう。

2 1873 年の謁見問題

同治帝の大婚と親政を祝うため、2月24日(1月27日)ロシア、ドイツ、アメリカ、イギリス、フランス五国公使はともに謁見を要求する照会文を提出した⁷⁾。その照会文を皮切りに、激しい交渉が行われ、清国内部ではさまざまな意見が出てきた。

2.1 清国側の意見

呉大澂(翰林院代通編修)は中国の「旧制」の儀礼作法を取り上げ、外国使節が謁見するときは、中国の跪拝礼を守るべきだと主張した。中国の使節は外国ですでに外国の儀礼を遵守したため、外国使節も中国の儀礼作法を守るべきであると強調した。さらに、長い目で見れば外国人の不相応な要求を遮断するため、謁見を断るほうがよいという意見すら出てきた⁸⁾。

呉鴻恩(山東道監察御史)も上奏文を提出し、「外藩」(朝貢国)が謁見するときの儀礼で外国使節を接待すべきだと主張した⁹⁾。

総理衙門は外国使節と交渉したが、順調にいかなかったため、4月24日(3月28日)に李鴻章に意見を求めた¹⁰⁾。ここで、李はどのような意見を述べたのかをみてみたい。

まず、彼は清国がすでに外国と条約を締結し、外国使節が北京に駐在するという状況から分析した。双方は属国関係ではない、そのため朝貢国の礼を強要すべきではないと考えた。

次に、中国の使節は外国で外国の儀礼を守ったが、基本的に外国の使節は中国の儀礼を守る義務がない。それを強要する清国の官員たちは外国事情を知らないだけである。西洋人はすでに長期間にわ

たつて謁見を要求したため、その要求を簡単に断ることができない、と李は呉大澂、呉鴻恩の意見を逐一批判した。

さらに、自ら解決案も呈示した。もし皇帝が謁見を許すとすれば、^{あらかじ}予め条文で「各国使臣は北京に来て、ただ一回だけ謁見を許し、二度目の謁見は許さない。ただ各国公使に同時の謁見を許し、一国単独の謁見は許さない。そうすれば、将来の不相応な望みを防ぐことができる」¹¹⁾という条件を提示すべきであるといい、結論として「各国の風習は異なるため、細かいこと^{かか}に拘わらずに、度量の広さを示すほうがよい」¹²⁾と述べ、跪拝礼を強要しなくてもよいという意見を表明した。

その他、謁見をめぐる上奏文や総理衙門への書翰などは多数『籌弁夷務始末』(同治朝)に収録されており、清国内部では論争が絶えなかったことが明らかである。こうして、ついに6月14日(5月20日)に、各国使臣の謁見を認めるという内容の詔書が下された¹³⁾。

ここで、「揖礼」・「鞠躬」・「跪拝」の意味について簡単に説明する。「揖」とは中国の昔の礼の一つであり、両手を胸の前で組み、これを上下したり前にすすめたりする礼である¹⁴⁾。「鞠躬」とは立って腰を曲げるお辞儀^{じぎ}をする、上半身を前方へ曲げる敬礼¹⁵⁾。一方、「跪拝」とはひざまずいて拝礼する、手とひざを地面につける丁重な礼である¹⁶⁾。また、先に述べた^{さん き きゅうこう}「三跪九叩」とは、両膝でひざまずいて三拝し、いったん立ち上がってまた前の動作を繰り返す。これを合計三度ひざまずき九回拝する礼であり、旧時、天子や高官に会う時、あるいは孔子の靈位を拝する時などの最高の敬礼である¹⁷⁾。明らかのように「三跪九叩」の礼は程度のいちばん高い礼儀作法である。

2.2 外務卿副島種臣の行動

1873年、日本の外務卿副島種臣は特命全権大使に任命され、北京へ赴いた。副島は清国に行く前に十分な事前調査を行っていた。「副島種臣関係文書」

(国立国会図書館、憲政資料室所蔵)の中に「清帝謁見二関スル参考書」(以下「参考書」と略す)¹⁸⁾が所蔵されており、国立公文書館に「六年使清日記」が所蔵されている。以下、これらの一次史料を引用しながら副島の行動を考察したい。

「参考書」の表紙のところに、「マルティン氏国際法訳文」と明記されている。マルティン¹⁹⁾は国際法の伝授に関しては著名である。その内容には、「接使国の君主より、公謁見を賜むる時ニ、アムバサドルニ限りて受へくして、他の公使の受け能わさる所の時典」を四条にまとめたものがあり、「外国使臣を接待するの礼は、各国の風俗ニ基き改正したるものなり、因て遣使国の体面と、アムバサドル自身の職と恥かしむる非されは、接使国より与えんとする礼典ニ随ひ、而して之を却くる事能わさるなり」という内容もある。これらの予備知識を把握した副島は北京でどのように皇帝に謁見しようとしたのだろうか。

副島は天津で李鴻章と「日清修好条規」の批准書を交換した後、北京へ移動した。李鴻章は孫士達(江蘇記名道)を遣わし、副島一行の面倒を見ると同時に、謁見問題を処理せよと命じた。北京での副島の行動について、「六年使清日記」に詳しく記録されている。副島の北京での動向について三つの注目したい点がある。

まず、今回の謁見は穏やかではない雰囲気^{ごうい}に包まれていた。日清双方は約50日間以上(5月7日より6月29日まで)も膠着状態に入った。交渉が行き詰った状況に対し、清国側は3回(6月1日、3日、6日)の照会文を廃止し、新しい方案(6月8日)を作り出した。

次に、孫士達と副島との交流が頻繁に行われたことが分かる(5月9日、26日、6月2日、5日、6日、8日、14日、15日、16日、23日、24日、26日)。孫は副島から総理衙門への返書を抄録し、李鴻章へ報告した(6月2日、5日)。孫は北京にいながら、李の指図^{さしず}を仰ぎ、総理衙門と副島との間を取り持ち、謁見が順調に行われるように、積極的

に動いた。

さらに、副島が北京にいる間、西洋列国公使との交流は親密かつ頻繁であったことも窺える（5月19日、27日、31日、6月3日、7日、9日、18日）。とくにロシア公使とのやり取りは圧倒的に多かった（5月17日、26日、29日、6月2日、4日、10日、12日、28日）。副島は帰国後、清国に駐在するはずの日本公使のポストに日本人ではなく、ロシア公使に代行を頼んだ。

3 副島種臣の謁見成功

3.1 国権外交

副島の北京での「国権外交」について、毛利敏彦（2002）、曹雯（2008）はそれぞれ日本側、中国側の史料を引用し論じている²⁰⁾。簡単にまとめれば、副島は中国の古典を引用し、日中関係は「朋友之交」だといい²¹⁾、今まで清国側と他の外国使節の論議した結果、五鞠躬に対し、副島は三揖で済ませると強い態度を表した。さらに、自分の身分は頭等欽差（特命全権大使）であるから「頭班」（第一グループ）で謁見すべきだと要求した。先述したとおり、副島は清国に赴く前に国際法を調べ、下準備をしていた。さらに、北京に到着した後、積極的に中国の古典を根拠として、自分の意見を主張し続けた。国際法が当時の清国で通用していないことが窺われよう。それに対し、副島が中国の古典を自分の行動の根拠にしたことは彼の外交手腕が柔軟性に富んでいることを物語っている。

結局、1873年6月29日（同治12年6月5日）、副島大使の主張したとおりに謁見が行われた。同日、ロシア、イギリス、アメリカ、フランス、オランダの公使も第二グループで五鞠躬の礼で皇帝に謁見した。副島は列国公使より北京来着が遅かったにもかかわらず、優先的に謁見を許され、列国公使の謁見の難題を副島は解決できた。

3.2 李鴻章の行動

吉田宇之助は著書『李鴻章』の中で「『跪拝の礼』を廃して万国普通の礼に依るべく清廷の古例を打破したるは、実に彼れ（李鴻章）の力也、若し彼れにして傍観するあらば、副島大使如何に嚴厲の手段を執るも清廷をして斯く容易に廃止を実行せしむる能はざりしや知る可からざる也」と、「跪拝礼」の廃止における李鴻章の役割を語っている²²⁾。ここでは、具体的に李の役割を見てみたい。

長年、洋務運動に携わった李鴻章は、北京にいる官僚たちより外国の事情に詳しかった。副島が皇帝に謁見しようとする意図を李に伝えると、李はすぐさま総理衙門へ日本の実情を紹介した。

日本君臣には嘗て跪拝礼があったが、今年から西洋の冠服に変えて、この儀礼も追って廃止したと聞いた。国君に会ってももはや跪拝しないのである。彼が既に自ら進んで跪拝礼を捨て、西洋の儀礼に従った以上、再び彼らのやり方を棄て中国の跪拝礼を行うことはないだろう。²³⁾

日本は必ずしも我々の言うとおりにしないと李は日本の状況を分析し、客観的に判断した。また、もし妥協できなければ「謁見をしなくてかまわない」という意見を表した。²⁴⁾

さらに、前掲の史料では、一点見逃してはならない内容がある。つまり、李鴻章の謁見に対する「（副島を）他の使節より先にさせてはならない」という意見である。そして、前掲した4月24日に李鴻章から総理衙門へ送った文書にも、李の謁見に対する意見を窺うことができる。李の謁見に対する意見は、次の四点にまとめることができよう。

- ①謁見は一回しか認めない。
- ②一国単独の謁見は認めない。
- ③副島を他の使節より先にさせてはならない。
- ④交渉が不成立の場合、副島を謁見させずに帰らせる。

一方、副島が天津に滞在したとき、李鴻章は副島の謁見のために色々手配をし、孫士達を副島に紹介した。『大日本外交文書』は次のように述べている。

李ヨリ^{きょうどう}嚮導ノ委員ヲ派セント約シ、又江蘇記名道孫士達ナル者、現ニ総理衙門ニ在テ、外使謁見ノ事ヲ議ス、閣下事アラハ、此人ヲ用フベシ、必ス能ク力ヲ致サン²⁵⁾

以上の史料から見ると、李鴻章が副島の謁見に対し、予め支援をしたことがあきらかである。さらに、「日清修好条規」が締結されたばかりの時点において、李は副島の謁見を順調に済ませようと考えていたに違いない。これからの日清友好に対して、期待の一面もあったことは言うまでもない。

しかし、副島の北京での発言は李鴻章の予想を遙かに超えていた。副島は、三跪九叩はもちろん、五鞠躬にも反対した。更に、今まで待っていた外国公使たちを超え、単独で、三揖の礼で謁見を済ませると強く主張した。予想外であった副島の態度に対し、李は次のように述べた。

副島は機敏な才をもつ上、勇猛な男である。八日、十日の二回の返書では、ついに敢えてこのように狂って吠え、眼中に人が無い行動をとった。これを読んで、私は殊に憤怒している。副島が天津にいた時、強迫の話は一言もなかったが、北京に到着した後、このような凶暴さを表明するとは思ひもしなかった。²⁶⁾

これは李鴻章から孫士達へ宛てた書翰である。この史料から、副島の行動に対する李鴻章の尋常ではない怒りを読み取ることができる。李は清国の官僚として、一切の行動は清国政府の立場に立たなければならない。「天朝上国」の利益や名誉を損なう行為に対し、無論反対である。謁見の儀礼に対する態度から、この点が明らかに分かるだろう。その上、外交問題を処理するとき、当時の総理衙門は力が強

かったため、李は総理衙門、世論などの要素を配慮し、慎重に自分の立場に合わせる行動を取らなければならない。

謁見に関する交渉がうまくまとまらず、副島は帰国を決心した。これはまさに李鴻章の予想した、「うまく交渉ができなければ、副島を謁見させずに帰国させる」という内容と同じである。不満を漏らした副島をこのまま帰国させるのか、それとも、一步を譲って、副島の要求どおりに謁見させるのか。この局面の打開を図ったのは孫士達であった。孫は次のように副島に李鴻章が配慮していることを述べた。

李中堂貴国ヲ敬重シテ、交誼ヲ厚クセント望ミ、深ク委ネラルル所有ルニ由レリ、閣下前月以来総理大臣ト謁見ノ事ヲ議スル毎トニ、士達必ス消息ヲ李府ニ通シ、而シテ李中堂ハ窃カニ閣下ノ為メニ封事上疏スル、已ニ再三及ヘリ²⁷⁾

史料から明らかなように、孫は副島の帰国の意向を止めようとした。その理由として取り上げたのが、李鴻章の副島に対する支援の意向であった。その後、副島は謁見に成功して帰国する途中、天津に寄ったが、李鴻章に次のように感謝した。「種臣幸ニ万歳ヲ拜シ、我皇ノ国書ヲ面呈シ、其復書ヲ奉シテ来ル、皆中堂之力也」²⁸⁾。この史料を読めば、謁見の成功は李鴻章の援助と深く関連があるように思われる。李は「日清修好条規」の批准書が交換されたばかりの時点で、謁見問題で日中両国に不愉快な結果をもたらすことは望まなかった。李が日本との関係を重視し、現実的解決を求めていた。具体的に、李が表に出たのではなく、側面で援助をしていたと思われる。

3.3 その他の原因

謁見問題を処理するとき、清国は列国に対し、ある程度強い態度を示したが、日本にだけは何回も譲歩した。先述した要素のほか以下のいくつかの理由が考えられよう。

第一に、「日清修好条規」の存在である。この条規は近代に入ってから、日中両国の間に締結したはじめての対等条約である。前掲した1873年1月17日の李による総理衙門への書翰では、李は副島の謁見に対し「条規で議したとおり、阻止するわけにはいかない」と表明した。つまり、条文のとおり日本の使臣を謁見させるべきである、と主張した。李鴻章を代表とする清国官員たちは、四苦八苦の交渉を経て、ついに批准書交換まで辿り着いた。李は今後の両国関係に希望を持っていたに違いない。条規が発効されたばかりの時点で、条文を守らない行動は無論とりたくはなかったものと思われる。

第二に、清国側は日本側に「争いの口実」を提供したくはなかった。自らの主張が入れられなかった副島は、6月20日に帰国の決定をした。副島が面倒を起こさず帰国したならば、それは清国政府にとって、まさに望んだ通りのことである。しかし、現状は遥かに李鴻章の予想を超えていた。6月21日(5月27日)、副島は柳原、鄭永寧を遣わし、憤懣を表明し、朝鮮帰属問題、澳門帰属問題、琉球難民殺害事件について総理衙門に問い合わせをした。この外交行動は、清国政府にとって予想外の出来事だった。謁見の交渉に挫折した日本側はなぜ突然、以上の事を照会してきたのか。6月21日の夜、孫士達は鄭永寧に日本の意図について打診した。孫は総理衙門の推測を次のように述べた。

日本使節此論ヲ起ハ、謁見ノ議成熟セサルニ由レルカ、若シ其意ニ満ルホドノ議ヲ成シ、遂ニ謁見ヲ為サシメハ、生蕃問罪ノ説或ハ寝ヌヘシ²⁹⁾

つまり、副島が謁見問題において十分な扱いをされなかったため、「生蕃問罪」(琉球難民殺害事件と小田県漂流民事件がその原因となる)という難癖をつけようとしていると、総理衙門は一方的に推測している、と孫は述べた。李鴻章は同僚への書翰の中で「日本が台湾へ罪を問いにいくと言い、口調は傲慢で、脅迫の意味がある」と書いた³⁰⁾。つまり、

清国側は6月21日に日本側から打診された内容を気にかけていた。

第三に、清国政府は、日本側が自国の味方でいてほしいと考えた。アヘン戦争以降、列強が清国で争いをしたとき、日本は自国の問題に悩まされ、欧米列強の列に入らなかった。故に、総理衙門は日本を対等に取り扱わず、最初の段階で中国の儀礼を日本に要求した。一方、副島は他の使節と頻繁な交流を保っていたことが明らかである。日本側と列強との親密な交際に対し、清国政府は警戒したはずである。1871年、ロシアは伊犁を兵力で攻め取り、清国政府は何回も交渉したが、無効であった。属国のベトナムもフランスに侵入されている。この状況に当たって、まさに日本を自分の「外援」にさせるべきで、敵にすべきではなかった。

第四に、孫士達の役割も看過できない。孫は北京で官職についている人物ではなく、謁見問題の決裁者でもない。にもかかわらず、重要な役割を果たしていた。彼は副島が帰国しようとする局面を押しとどめ、謁見交渉の情報を李鴻章に報告するなど積極的に協力した。李鴻章は、「執事(孫士達)の心血を注いだ計画、考案がなければ、謁見問題はうまく解決できない」³¹⁾と孫士達の努力を高く評価した。

第五に、副島の「特命全権大使」という身分も考慮に入れなければならない。当時、北京にいた謁見の諸外国使節は北京に駐在していた公使であった。副島だけは同治帝の親政を祝うため、国書を持ち、わざわざ清国に渡来したのであった。身分も他の公使より高く、全権大使であった³²⁾。

結局、清国政府は副島の単独、かつ第一グループでの謁見を認めた。しかし、「天朝上国」という優越感を抱いていた清国政府は、ほかの方法によって、この体面を挽回しようとした。それが、謁見に選んだ場所であった。中南海の紫光閣は、昔から朝貢国の使臣に面会する場所である。清政府はわざわざこの場所を選んで謁見した。これは列国を自分の属国だと仮想したのであろう。ある意味では面子が潰れないように対策を取ったのである。

終わりに

本稿は1873年副島外務卿が清国に滞在したとき発生した謁見問題を中心に論じてきた。李鴻章は中国を日本のように近代化させたいと考え、副島の謁見問題を機会に外国使節が謁見する場合、グローバルスタンダードに従った。今回の謁見問題は中国の歴史における位置づけについて、以下のようにまとめることができる。

まず、華夷(中国と外国)秩序が儀礼の面においても崩壊の兆候を現してきたことを指摘できる。アヘン戦争以後、列強の侵入により経済面では伝統的な経済体制が破壊され、政治面においても不平等条約の締結を余儀なくされ、一部の主権を喪失した。今回の謁見では、列強たちは清国の儀礼制度にも挑戦した。

次に、今回の謁見によって有識者の間にやっと危機感が生まれてきたという点である。例えば、徐桐(礼部右侍郎)は「徐侍郎奏陳安危大計各摺」を上奏し³³⁾、朝廷では改革に対する活発な議論が展開され始めた。この上奏文の中で人材育成、練兵の重要性を強調し、さらに「平和は頼りにならない」という危機感も喚起した。この上奏文に対し、朝廷では賛成の声が多数出てきた。

さらに、日中関係への影響も見てみよう。実際、清国に赴く任務の一つとして、副島は「伐蕃ノ由ヲ以テシ、其経界ヲ正ウシテ半島ヲ開拓セン」と上奏している³⁴⁾。残念ながら、李鴻章と清国政府はそれを知らなかった。副島は今回の清国派遣を利用し、台湾出兵の口実を得た。それは、まさに翌年に発生した台湾出兵のための布石であった。日清友好の裏には危機も潜んでいた。

注

- 1) 日清両国はともに欧米から押し付けられていた不平等条約の内容(領事裁判権、協定関税率)を相互に認め合った。
- 2) 例えば、石井孝(1982)『明治初期の日本と東アジア』(有隣堂)、毛利敏彦(1995)「副島種臣の対清外交」(『大阪市立大学法学雑誌』41(4)、大阪市立大学)、安養寺信俊(2005)「明治六年の対清交渉にみる『副島外交』の検討」(『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』20、岡山大学大学院文化科学研究科)などが挙げられる。
- 3) 杜継東(1990)「外国人謁見清帝の礼儀之争」『歴史教学』1990年7期、秦国経(1992)「清代外国使臣謁見礼節」『故宮博物院院刊』1992年2期、宗成康(1992)「近代外国使節謁見清帝問題交渉述論」『歴史教学』1992年10期、汪林茂(2000)「中外関係史上重要突破和転折—1873年外使向清帝面通国書交渉事件簡論」『史学集刊』2000年3期、王開璽(1994)「從清代中外關係中的『礼儀之争』看中国半殖民地化的歴史軌跡」『北京師範大学学报』社会科学版、1994年2期、王開璽(2003)「同治朝謁見礼儀的解決及現実的思考」『中州学刊』2003年5期、李静(2005)「從跪拜到鞠躬—清代中外交往的礼儀冲突」『文史雜誌』2005年1期、李理・趙国輝(2007)「李仙得与日本第一次侵台」『近代史研究』2007年3期、曹雯(2008)「日本公使謁見同治帝与近代早期的中日交涉」『江蘇社会科学』2008年6期。
- 4) 丸山幹治(1936)『副島種臣伯』大日社、前掲毛利敏彦(1995)、ドナルド・キーン著、角地幸男訳(2007)『明治天皇』2 新潮文庫、森田朋子(2005)『開国と治外法権—領事裁判制度の運用とマリア・ルス号事件』吉川弘文館。また、マリア・ルス号事件とは、1872(明治5)年に横浜港に停泊中のペルー船マリア・ルス号を人身売買であることで裁判にかけ、清国人苦力(下層労働者)229人を解放した事件である。
- 5) 『乾隆英使謁見記』馬戛爾尼著、劉復訳、台湾学生書局、1973年、91頁。
- 6) 『中外関係史論叢』第3輯、中外関係史学会編、世界知識出版社、1991年、156頁。
- 7) 『籌弁夷務始末』(同治朝)89巻、3602頁。
- 8) 同上、3613-3614頁。
- 9) 同上、3618-3619頁。
- 10) 同上、3620頁。
- 11) 『籌弁夷務始末』(同治朝)90巻、3625頁。
- 12) 同上、3626頁。
- 13) 同上、3642頁。
- 14) 『大辞泉』下巻、小学館大辞泉編集部編、小学館、2012年、3678頁。
- 15) 『中日大辞典』第3版、愛知大学中日大辞典編集部編、

- 2010、915頁。
- 16) 同上、647頁。
 - 17) 同上、1473頁。
 - 18) 史料番号66。
 - 19) マーティン (William Alexander Parsons Martin 1827-1916) アメリカ合衆国のプロテスタント中国宣教師。中国名丁韞良。1850年から中国で伝道する傍ら清国政府の国際顧問をも担当し、中国外交の啓蒙に努め、欧米の近代学術を積極的に中国に紹介した。西学を紹介する著作が多数残されており、幕末明治期に日本に流入した。その内『万国公法』は幕末明治の外交界の指針となり、『天道溯原』は明治初年の代表的キリスト教書となった。その他、英文著書も多数。中国文化や中国の諸事情を広く欧米人に紹介した。
 - 20) 毛利敏彦 (2002) 『明治維新政治外交史研究』吉川弘文館、前掲曹雯 (2008)。
 - 21) 『大日本外交文書』第6巻、148頁。
 - 22) 吉田宇之助『李鴻章』民友社、1901年、91頁。
 - 23) 『李鴻章全集』30巻、514頁。
 - 24) 同上。
 - 25) 『大日本外交文書』第6巻、139頁、読点筆者。
 - 26) 『李鴻章全集』30巻、531頁、ちなみに、8日、10日の照会は『大日本外交文書』第5巻、162頁と164頁の二回の照会だと思われる。
 - 27) 『大日本外交文書』第6巻、179頁、読点筆者。
 - 28) 同上、193頁、読点筆者。
 - 29) JACAR (アジア歴史資料センター) RefA03031119000

処蕃類纂、第1巻、明治7年 - 明治8年 (国立公文書館) 読点筆者。

- 30) 『李鴻章全集』30巻、539頁。
- 31) 同上、531頁。
- 32) 坂野正高 (1973) 『近代中国政治外交史』東京大学出版会、193頁。
- 33) 『晚清洋務運動事類匯鈔』(上) 105頁。
- 34) 『明治文化全集』第11巻、65頁。

参考文献

- 『乾隆英使謁見記』馬戛爾尼著、劉復訳、台湾学生書局、1973年。
- 『中外関係史論叢』第三輯、中外関係史学会編、世界知識出版社、1991年。
- 『籌弁夷務始末』(同治朝) 中華書局、2008
- 『大日本外交文書』第6巻、外務省調査部編、日本国際協会、1939年。
- 『李鴻章全集』国家清史編纂委員会、安徽教育出版社、2008年。
- 『晚清洋務運動事類匯鈔』(上) 中華全国図書館文献縮微複製中心、1999年。
- 『明治文化全集』第11巻、日本評論新社、1956年。
- 「副島種臣関係文書」国立国会図書館、憲政資料室所蔵、史料番号66。
- 「六年使清日記」国立公文書館所蔵、史料番号271-0413。